

令和7年第2回沖縄県議会

(5月臨時会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和7年第2回沖縄県議会(5月臨時会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
知事公室								
総務部					2		2	
企画部								
環境部								
生活福祉部								
こども未来部								
保健医療介護部								
農林水産部								
商工労働部								
文化観光 スポーツ部								
土木建築部								
出納事務局								
企業局								
病院事業局								
教育委員会								
公安委員会								
合 計					2		2	

令和7年第2回沖縄県議会(5月臨時会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
乙 1	承認	専決処分の承認について	総務部	
乙 2	承認	専決処分の承認について	総務部	

令和7年第2回沖縄県議会

(5月臨時会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

令和7年第2回沖縄県議会(5月臨時会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	承認	専決処分の承認について(沖縄県税条例の一部を改正する条例)	総務部	2
乙 2	承認	専決処分の承認について(沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)	総務部	3

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 専決処分の承認について（沖縄県税条例の一部を改正する条例）

【議案提出の理由】

地方税法の一部が改正され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要がある。沖縄県税条例の一部改正について令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

- 1 軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化する。
- 2 不動産取得税の課税標準の特例の適用期限を2年間延長する。
- 3 自動車税の課税標準の特例の適用期限を2年間延長する。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

改正内容	該当条文	内容
軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除する。	法第144条の3 条例第122条第1項	・特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除する。
不動産取得税の課税標準の特例措置の延長	法附則第11条第10項 条例附則第12条の2第2項	・農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。
自動車税の環境性能割の課税標準の特例	法附則第12条の2の13 条例附則第17条の7	・路線バス等のうち、一定のノンステップバス及びリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。 ・一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。 ・一定の乗用車、バス又は車両総重量が3.5トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 専決処分の承認について（沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

【議案提出の理由】

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、適用期限を延長する必要がある、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業イノベーション促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区及び離島地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例を2年間延長するとともに、規定を整理する。
- 2 地域未来投資促進法に基づく促進区域における不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例を3年間延長する。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

対象区域・地域	改正内容	根拠法令
観光地形成促進地域 情報通信産業振興地域 産業イノベーション促進地域 国際物流拠点産業集積地域 経済金融活性化特別地区 離島地域	2年間延長 (令和7年4月1日～ 令和9年3月31日)	●沖縄振興特別措置法 ●沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
促進区域	3年間延長 (令和7年4月1日～ 令和10年3月31日)	●地域未来投資促進法 ●地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令